

亀山市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表します。

令和6年10月15日

亀山市監査委員 国 分 純
亀山市監査委員 草 川 卓 也
亀山市監査委員 峯 裕

第1 監査請求の要旨

令和6年度「地蔵院西ノ口線ほか1線舗装工事」の入札については、A社が市長しか知り得ない「最低制限価格」と同額で落札していることから市長又は執行部の一員が最低制限価格を事前にA社の最高責任者に漏らした疑いは濃厚で、官製談合である。よって、その経過を精査するとともに、一旦請負契約手続きを中断させ、当該A社を除外して再入札をするよう措置を求める。

事実証明書

6月10日提出分

①入札結果調書

②入札公告

6月24日提出分

①予定価格調書

②各入札参加業者入札書・工事費内訳書等

6月28日提出分

①金額入り工事設計書

②一般土木工事最低制限価格算出資料

第2 監査の対象部署

建設部建設管理課、総務財政部財務課及び工事検査監（兼）設計審査監とした。

第3 請求人の陳述

請求人に対して地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年7月16日請求人の陳述を聴取した。

（1）新たに提出された証拠

鈴鹿市入札公告（17件）
鈴鹿市入札調書（16件）
鈴鹿市開札結果（6件）

（2）陳述の要旨

令和6年度「地藏院西ノ口線ほか1線舗装工事」の入札について、市長しか知り得ない「最低制限価格」を、第1回入札においてA社が同額で入札することは、官製談合の可能性が極めて高い。

第4 監査対象部署の陳述

令和6年7月16日及び同月19日建設部建設管理課、総務財政部財務課及び工事検査監（兼）設計審査監の陳述を聴取した。

陳述の要旨

建設管理課が作成した工事実施設計書については、標準的な設計単価は三重県の設計基準及び公表されている公共工事等設計単価を使用している。

また、特殊な材料等の単価については、業者からの見積りを徴取し、積算している。

市の設計内訳書と落札業者及び他の入札参加者の工事内訳書を比較した結果、各社適正に見積もられている。

以上のことから、請求人が言う談合情報には、談合を疑う客観的根拠はない。

第5 監査の結果

本件監査請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

1 事実関係の調査

- (1) 令和6年4月建設管理課において、工事実施設計書を作成した。この際、標準的な設計単価は三重県の設計基準及び公表されている公共工事等設計単価を使用しており、特殊なものは業者見積により積算した。
- (2) 建設管理課は令和6年4月11日工事施工伺を起案し、同月12日に決裁を完了し、発注する工事の内容を決定した。
- (3) 令和6年4月25日の指名審査会において、入札参加条件を審査の上、これを決定した。
- (4) 令和6年5月9日掲示板並びに市ホームページ及び建通新聞において入札を公告した。
- (5) 市長は令和6年5月17日予定価格及び最低制限価格を決定した。
- (6) 令和6年6月3日郵便入札にて、入札書及び工事費内訳書等を確認し、落札候補者を決定した。最低制限価格と同額でA社が落札候補者となった。
- (7) 令和6年6月4日落札候補者の資格の全てについて事後審査し、落札者を決定した。
- (8) 令和6年6月10日請求者より、建設工事に係る談合情報の提供があった。
- (9) 令和6年6月12日工事検査監（兼）設計審査監において、落札候補者が提出した工事費内訳書と市の設計内訳書について、記載内容を比較確認した。また、併せて落札候補者と他の入札参加者のそれぞれの工種ごとの積算金額を比較確認した結果、各社適正に見積もられていた。
- (10) 令和6年6月17日亀山市建設工事等談合情報マニュアルに基づき、落札業者は誓約書を提出した。
- (11) 本市が運用する最低制限価格制度は、最低制限価格の算出式を公表している。
- (12) 監査委員は令和6年7月16日及び同月19日工事検査監（兼）設計審査監から市の設計内訳書と落札業者及び他の入札参加者の工事費内訳書について説明を受けた。また、業者見積による特殊な材料等の単価については、三重県の公共工事等設計単価表に記載されて

いる見積単価の決定方法に基づき三業者からの見積りの平均値などを用いて決定した単価により積算していることの説明を受けた。これらのことを踏まえて、市の設計内訳書と落札業者及び他の入札参加者の工事費内訳書について、それぞれの工種ごとの積算金額を比較した結果、各社適正に見積もられていたことを確認した。さらに、今回の入札結果において、落札業者の入札金額については、最低制限価格と同額であったが、入札参加者の内4社の入札金額との差額は、少額であったことを確認した。

2 監査対象事項

請求人が言う当該工事の入札において、最低制限価格と同額で落札されているということが、市長及び執行部が落札した業者に情報を漏らした官製談合と言えるのか。

3 監査委員の判断

請求人は事実証明書として「入札結果調書」等を提出し、最低制限価格が同額であり、事前に市長又は執行部の一員が最低制限価格を漏らした疑いは濃厚であると主張するが、本件工事の入札において、以下の内容の事実を確認した。

- ・本市が運用する最低制限価格制度は、最低制限価格の算出式をホームページ等で公表している。
- ・建設工事に係る設計単価については、三重県の設計基準及び公表されている公共工事等設計単価表を使用している。
- ・一部特殊なものは業者からの見積りにより積算しているが、入札参加者においても積算することは可能である。
- ・今回の入札結果において、A社の入札金額については最低制限価格と同額であったが、入札参加者の内4社の入札金額も最低制限価格との差額は少額であった。

A社の工事費内訳書について、市の設計内訳書と比較の上検証した結果、適正に見積もられており、それぞれの工種ごとの金額を積み上げた結果、最低制限価格と同額になったもので、市長又は執行部の一員が落札業者に情報を漏らした官製談合を疑うに足りる客観的な証拠等は確認できなかった。

よって、本案請求には、理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により、請求人の請求は、棄却する。